

# 定 款

(2022年6月21日改正)

東京都台東区台東四丁目19番9号



栄研化学株式会社

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は栄研化学株式会社と称し、英文ではEIKEN CHEMICAL CO.,LTD.と記載する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の業務を行なうことを目的とする。

- (1) 医薬品、試薬、医療および理化学機械器具の製造ならびに販売
- (2) 医薬品、試薬、医療および理化学機械器具の輸出入ならびに販売
- (3) 動物用の医薬品、試薬、医療および理化学機械器具の製造ならびに販売
- (4) 動物用の医薬品、試薬、医療および理化学機械器具の輸出入ならびに販売
- (5) 食品検査用の試薬および理化学機械器具の製造ならびに販売
- (6) 食品検査用の試薬および理化学機械器具の輸出入ならびに販売
- (7) 食品および食品添加物の製造ならびに販売
- (8) 環境検査用の試薬および理化学機械器具の製造ならびに販売
- (9) 環境検査用の試薬および理化学機械器具の輸出入ならびに販売
- (10) 理化学機械器具およびその関連機器の賃貸
- (11) 各種試験検査および分析の受託、指導
- (12) 医学図書の出版販売
- (13) 前各号に付帯し、または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都台東区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1 億 2,390 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対して売り渡すこと(以下買増しという。)を請求することができる。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(基 準 日)

第 10 条 当社は、毎年 3 月 31 日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要ある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告を行なって一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会が決定する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会が定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月に、臨時株主総会は必要に応じそのつど招集する。

2. 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会で選定された取締役が招集する。ただし、その取締役に事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集する。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行なう。

(議 長)

第 15 条 株主総会においては、代表執行役社長が議長となる。ただし、代表執行役社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の執行役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または電磁的に記録する。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 19 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役は 10 名以内とする。  
2. 前項の取締役のうち 2 名以上は、社外取締役（会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任し、その選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。  
2. 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、その決議により、取締役会議長 1 名を選定する。  
2. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長がこれを招集し、その議長となる。  
3. 取締役会議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序によ

って、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会を招集するには、各取締役に対して会日より 3 日前に通知を發するものとする。ただし、緊急の必要があるときはその期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関しては本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第 5 章 委 員 会

(各委員会の設置)

第 28 条 当社は、指名委員会、監査委員会および報酬委員会を置く。

(委員の選定方法)

第 29 条 各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

(各委員会規則)

第 30 条 各委員会に関する事項については、法令、本定款または取締役会において定めるもののほか、各委員会が定める委員会規則による。

## 第 6 章 執 行 役

(執行役の員数および選任)

第 31 条 当社の執行役は 15 名以内とし、取締役会の決議によって選任する。

(執行役の任期)

第 32 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員のため選任された執行役の任期は、他の現任執行役の任期の満了すべき時までとする。

(代表執行役)

第 33 条 当社を代表すべき執行役は、取締役会の決議をもって選定する。

(執行役の責任免除)

第 34 条 当社は、取締役会の決議によって、執行役(執行役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第 7 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 35 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第 8 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

2. 当社は、毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行なう。
3. 当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(配当金の除斥期間等)

第 40 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

## 附 則

(委員会設置会社移行前の取締役および監査役の責任免除の経過処置)

- 第 1 条 当社は、第 67 期定時株主総会終結前の旧商法第 266 条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役の責任につき、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、第 67 期定時株主総会終結前の監査役の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。